

政策評価調書（個別票１）

【政策ごとの予算額等】

政策名		欧州地域外交			評価方式	総合・実績・事業	番号	④
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度概算要求額		
予算 の 状 況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	1,385,570	1,355,684	1,307,567	1,119,646	1,122,829		
	補 正 予 算 （ 千 円 ）							
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）							
	計（千円）	1,385,570	1,355,684	1,307,567				
執行額（千円）		1,339,808	1,260,335	1,202,258				
達成すべき目標及び 目標の達成度合いの 測定方法		基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州諸国及び在欧州主要機関との総合的な関係強化，ならびにロシア及び中央アジア・コーカサス諸国との二 国間関係を進展・強化することを達成すべき目標とし，積極的な対話・協議の実施，政治・経済等様々な分野における協力関係の進展及び人的交流の推 進等を評価の切り口としている。						
政策評価結果を受けて 改善すべき点		平成２３年度政策評価において施策の必要性・有効性が認められており，かつ施策の効率性についても投入された資源が無駄なく活用され，政策手段が 適切であったと評価されていることから，平成２４年度も必要な見直し・改善を行いつつ引き続き効率化に努める。						
政策評価結果の予算概算要求等 への反映状況		平成２３年度政策評価においては，首脳・外相等の要人往来，国際会議，地域的な枠組み等の機会をとらえ，欧州（各国及び主要機関）と対話・協議が 行われた結果，相互関係の進展・強化がはかられた点等が評価された。右評価結果，行政事業レビュー結果，及び我が国の厳しい財政事情を踏まえ，平 成２４年度についても，Ｇ８をはじめとする欧州各国，ロシア，中央アジア・コーカサス諸国，欧州主要機関及び地域協力機構（Ｖ４，ＧＵＡＭ，ＢＳ ＥＣ）との協議・政策調整を通じた欧州地域外交を拡充強化していくために必要な経費として，対前年度１．３％減の予算要求を行った。特に，欧州と の人的・知的・民間交流を促進・強化する観点から，中・東欧地域環境センター関係費を新規要求した他，北方四島住民との交流対策費，日露平和条約 締結推進対策費，日ＥＵ協力強化のための推進経費，日西シンポジウム関係経費，将来の課題のための日・オーストリア委員会関係経費，日独フォーラ ム関係費，日・中東欧経済連携・投資協定関係会合開催経費，中央アジア地域関連シンポジウム開催経費，中央アジアとの対話・協力関係経費を増額要 求した。						

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	欧州地域外交					番号	④	(千円)	
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	23年度 当初予算額	24年度 概算要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	外務本省	地域別外交費	欧州地域外交に必要な経費	697,482	739,901	△ 19,073
	A	2	一般	在外公館	地域別外交費	欧州地域外交に必要な経費	422,164	382,928	△ 46,079
	A	3							
	A	4							
	小計						1,119,646	1,122,829	△ 65,152
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	B	4							
	小計								
対応表において○ となっているもの	C	1							
	C	2							
	C	3							
	C	4							
	小計								
対応表において◇ となっているもの	D	1							
	D	2							
	D	3							
	D	4							
合計						1,119,646	1,122,829	△ 65,152	

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		欧州地域外交				番号	④	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			23年度当初予算額	24年度概算要求額	増減			
欧州諸国との政策協調等外交強化費	A	1	1,905	1,881	△ 24	△ 24	政策評価結果を踏まえ、安全保障分野における日欧協力関係事業については事業規模の維持しつつも、効率性の見直し（旅費の見直し）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
安全保障分野における日欧協力関係経費	A	1, 2	16,552	16,134	△ 418	△ 418	政策評価結果を踏まえ、安全保障分野における日欧協力関係事業については事業規模の維持しつつも、効率性の見直し（旅費や開催経費の見直し）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
日EU協力強化のための推進経費	A	1	10,889	13,261	2,372	△ 284	政策評価結果を踏まえ、日EU協力強化のための推進事業のうち、日EU間の協力関係強化に必要な予算を重点的に要求する一方、効率性の見直し（旅費等の見直し）により経費縮減を図り、予算の増額要求を行った。	
バルト三国との関係強化セミナー開催経費	A	1	5,210	5,208	△2	△ 2	政策評価結果を踏まえ、バルト三国との関係強化セミナーについては、効率性の見直し（出張旅費の見直し）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
中・東欧地域協力促進専門家会合	A	1	7,215	5,826	△ 1,389	△ 1,389	政策評価結果を踏まえ、中・東欧地域協力促進専門家会合については、スキーム目的に照らし招聘者ランクの見直しにより経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
日本センター事業	A	2	378,739	335,485	△ 43,254	△ 43,254	政策評価結果を踏まえ事業の一層の充実を図りつつも、効率性の見直し（単価の見直し等）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
北方四島住民支援（患者の受入等）	A	1	45,320	43,337	△ 1,983	△ 1,983	政策評価結果を踏まえ事業の一層の充実を図りつつも、効率性の見直し（単価の見直し等）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
「北方領土復帰期成同盟」補助金	A	1	40,071	40,052	△ 19	△ 19	政策評価結果を踏まえ事業の一層の充実を図りつつも、効率性の見直し（単価の見直し等）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
日露貿易投資促進機構関連経費	A	2	23,979	22,037	△ 1,942	△ 1,942	政策評価結果を踏まえ事業の一層の充実を図りつつも、効率性の見直し（単価の見直し等）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
北方四島医療支援促進事業	A	1	21,151	17,851	△ 3,300	△ 3,300	政策評価結果を踏まえ事業の一層の充実を図りつつも、効率性の見直し（単価の見直し等）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
北方領土復帰対策費	A	1	5,228	2,680	△ 2,548	△ 2,548	政策評価結果を踏まえ事業の一層の充実を図りつつも、効率性の見直し（単価の見直し等）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	

事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			23年度当初予算額	24年度概算要求額	増減		
日米露有識者会議開催経費	A	1	9,338	8,369	△ 969	△ 969	政策評価結果を踏まえ事業の一層の充実を図りつつも、効率性の見直し（単価の見直し等）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。
日露草の根交流事業	A	1	6,701	6,107	△ 594	△ 594	政策評価結果を踏まえ事業の一層の充実を図りつつも、効率性の見直し（単価の見直し等）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。
北方四島を含む隣接地域における環境保全に関する日露協議	A	1	13,217	9,640	△ 3,577	△ 3,577	政策評価結果を踏まえ事業の一層の充実を図りつつも、効率性の見直し（単価の見直し等）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。
ロシア月報作成経費	A	1, 2	4,041		△ 4,041	△ 4,041	政策評価結果を踏まえ、事業の必要性を見直し、予算要求を行わないこととした。
極東・東シベリア地域における日露間協力強化に関するイニシアティブ推進経費	A	1	2,334	2,309	△ 25	△ 25	政策評価結果を踏まえ事業の一層の充実を図りつつも、効率性の見直し（単価の見直し等）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。
「新しい日露関係」専門家対話開催経費	A	1	2,728	2,508	△ 220	△ 220	政策評価結果を踏まえ事業の一層の充実を図りつつも、効率性の見直し（単価の見直し等）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。
日露安保協議	A	1	1,152		△ 1,152	△ 1,152	政策評価結果を踏まえ事業の一層の充実を図りつつも、執行実績を踏まえた見直し等の結果、予算の減額要求を行った（共通経費での要求）。
中央アジア・コーカサス公館長会議	A	2	1,521	1,480	△41	△ 41	政策評価結果を踏まえ、事業規模の維持を図りつつも、効率性の見直し（単価見直し等）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。
合計						△ 65,782	

平成 23 年度（平成 22 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 23 年 9 月

担当部局名：外務省欧州局

施策名	欧州地域外交 (政策評価書 135 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅰ 地域別外交 Ⅰ－４ 欧州地域外交
施策の概要	基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国、主要機関との総合的な関係強化及びロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を進展・強化すること。次の具体的施策より構成される。 Ⅰ－４－１ 欧州地域との総合的な関係強化 Ⅰ－４－２ 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進 Ⅰ－４－３ ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展 Ⅰ－４－４ 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 施策Ⅰ－４ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ Ⅰ－４－１ 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅰ－４－２ 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ Ⅰ－４－３ 「目標の達成に向けて一定の進展があった。」 ★★★☆☆☆ Ⅰ－４－４ 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆☆ (施策の必要性) 1 「欧州地域との総合的な関係強化」について 我が国と欧州地域とは、民主主義、法の支配及び人権といった基本的価値を共有し、国際社会の安定と繁栄に向けて主導的な役割を果たすパートナーである。また、世界経済や気候変動、安全保障の問題をはじめとする地球規模の課題の解決を目指すに当たり連携・協力が不可欠であり、欧州の各国及び主要機関と幅広い分野における重層的な対話や交流により共通の認識を醸成していくとともに、緊密な協力関係、法的枠組み、人的ネットワークの構築に向け包括的な関係強化を図ることが極めて重要である。 2 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について (1) P5（国連安保理常任理事国の5か国）、G8のメンバーである英国、フランス、G8のメンバーであるドイツ、イタリアは、国際的課題の解決に向けて積極的な外交を展開するとともに、国際世論形成等において強力な発言力を有している。また、その他の EU 諸国も、EU の一員として、国際社会に一定の影響力を有している。 (2) EU 加盟国をはじめとする欧州諸国と我が国は、民主主義、法の支配及び人権といった基本的価値を共有するパートナーである。我が国が、国際社会の平和と繁栄、またグローバルな課題の解決に貢献するためには、これらの諸国と緊密な二国間関係を構築し、国際場裡においてさらなる協力を行うことが不可欠である。 3 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について アジア太平洋地域の戦略環境が変化する中、日露両国がアジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係の構築に向けてあらゆる分野で協力と連携を深めることは、両国の戦略的利益に合致する。また戦後 65 年以上を経過してもなお未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結することは、日露両国の戦略的利益に合致するのみならず、アジア太平洋地域の安定と繁栄にとって極めて重要である。	

4 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

中央アジア・コーカサス地域は、アジアと欧州、中東の結節点にあり、ロシア、中国などの重要諸国と隣接する地政学上大変重要な位置を占めている。この地域が民主化や市場経済化などの価値観を共有しつつ域外諸国とも協力して自立的に発展することは国際社会の安定にとり重要であり、我が国は域内諸国の民主化、市場経済化に向けての努力を引き続き支援すべきである。特に、同地域の安定はアフガニスタンの安定とも密接に関わっており、地域一体としての安定と繁栄のためにも我が国が域内各国との良好な関係を維持しつつ中央アジア地域内の協力を促進することは極めて重要である。また、同地域は豊富なエネルギー資源を擁し、その供給先の多角化を望んでいるところ、我が国がこれに応える施策を進めることは、我が国とこの地域の双方にとって有益となり得る。

(施策の有効性)

1 「欧州地域との総合的な関係強化」について

施策の有効性は以下、(1)～(5)のとおり。

- (1) 欧州地域との政治的対話及びアジア・欧州間での協力を継続・促進することは、国際社会における議論を主導する一角である欧州との間で信頼や共通の認識を醸成し、我が国の国際社会における発言力を高める上で有効である。
- (2) 安全保障分野における欧州との具体的な協力を継続・促進することは、国際社会における責任を共有する欧州との連携を強化し、我が国の優先課題を国際社会において実現する上で大きな意義を有する。
- (3) 租税条約、社会保障協定及び税関相互支援協定は、日欧間の投資や人の移動を促進し、我が国の繁栄をもたらす上で重要である。また、刑事共助条約は、国際社会の中での犯罪対策を強化する上で重要である。
- (4) 欧州地域との知的交流を促進することは、日欧の有識者間で人的ネットワークを構築し、様々な分野での共通の認識を醸成するために有効であり、将来の日欧関係発展のために不可欠である。
- (5) 欧州青年招へいと高校生交流等を通じて欧州地域との草の根交流を実施することは、草の根レベルでの相互理解の深化、共通認識の醸成が期待されるとともに、将来を担う若者との人的ネットワーク構築に資する。

2 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

欧州諸国との間で二国間関係を一層強化し、共通の課題に対する協力関係の継続・促進のためには、要人往来をはじめとする様々なレベルにおける対話を継続・促進するとともに、国際社会の共通課題に関する協議・政策調整を行い、また、政府に留まらず、有識者、経済人、一般国民の草の根レベルも含め、人的、知的交流、民間交流の維持・促進を行うことが有効である。

3 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

政治対話、平和条約交渉、国際場裡における協力、貿易経済分野における協力、防衛・治安分野における協力、文化・国民間交流の進展等の分野において着実に協力を進めることが有効である。

4 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

- (1) 中央アジア・コーカサス諸国との関係を一層強化し、国際社会における問題や地球規模の諸課題に対する連携を強化するためには、首脳レベルを含めた様々なレベルの政治対話を継続・促進するとともに、経済界とのビジネス交流、学術界との知的対話などの人的交流を活発に展開し、官民一体となった関係強化に努めることが有効である。

(2) 我が国の政策目標の実現のためには、中央アジアの域内協力の促進が不可欠であり、そのためには「中央アジア+日本」対話「行動計画」に謳われたテロ・麻薬対策、貧困削減、インフラ整備などの重点項目における地域内協力を進め、同時に同対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話の実施とともにビジネス振興、知的対話、文化・人的交流等を着実に実施することが効果的である。

(施策の効率性)

1 「欧州地域との総合的な関係強化」について

不要不急の出張を取り止めるとともに、現地出張に代えてのテレビ会議の活用や、他の用務と日程を調整した上での出張を行うことにより旅費の節約に努めた。また、セミナーの開催においては、シンクタンクとの共催形式により費用対効果の高い施策に努めた。さらに、企画競争を実施することにより、同額の予算内でより質の高い事業を実施し、草の根交流においては、平成22年度の招へいに係る予算が全体として削減される中において、航空賃やレセプション費用等の招へいにかかる経費の節約を行った。

このように、本件施策において、投入資源量に見合った成果が得られ、また、その実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

2 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

限られた資源の中、省内の関係各課や関係団体（周年事業や要人等訪日時）と密接に協力するなど、効率的に事業を行い、関係国との関係強化及び共通課題に関する協力関係の維持・促進が進められたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

3 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

厳しい外部要因、限られた予算・人的投入資源等の種々の制約の中で、幅広い分野での日露関係の進展を一層進めることができた。

特に、平和条約問題については、3回の首脳会談、3回の外相会談実施等を含め、時宜をとらえた活発な政治対話を行った結果、領土問題の解決を含め、あらゆる分野での関係を強化していくことで日露双方が一致した。但し、領土問題については、ロシア側が強硬な姿勢を強めており、満足できる成果が上がっていない。

また、領土問題解決に向けた環境整備については、限られた予算及び人的資源の中で、北方領土返還要求運動団体や地方公共団体等と密接に協力・連携し、多くの事業を円滑に実施した。

さらに、貿易経済分野における協力の推進に関しても、他省庁、地方公共団体、民間企業等の積極的な参加を得ながら種々の事業を実施し、ロシア政府への働きかけを行った。その結果、日本の製造業企業のロシアへの進出が見られたほか、「ロシアの経済近代化に関する日露経済諮問会議」や「貿易経済に関する日露政府間委員会第9回会合」等の会議が開催された。

4 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用するのに加え、省内関係各課、他省庁、関係機関、民間企業、有識者などとも連携しながら中央アジア・コーカサス諸国との関係強化をはかり、要人の訪日や政務協議など種々の事業を実施することができた。このように、本件施策において、投入資源量に見合った成果が得られ、また、その実施に際しては投入資源を無駄なく活用したことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

(反映の方向性)

1 「欧州地域との総合的な関係強化」について

(1) 欧州地域との政治面での対話と具体的な協力を継続・進展させる。

- (2) 安全保障分野においては、グローバルな安全保障上の課題の解決と我が国を含む東アジアの安全保障環境に関する認識共有のため、あらゆるレベルでの政策対話及び具体的協力を継続・進展させる。
- (3) 法的枠組みの整備においては、引き続き条約・協定の早期締結・発効に向け交渉を継続・実施する。
- (4) 青少年招へい、高校生交流による草の根交流は、行政事業レビュー・事業仕分け等の結果も踏まえ見直しを行う。
- (5) アジア・欧州間の協力においては、調整国の一つとして ASEM の各種会合の成功に貢献し、関連する国際会議や各種専門家会合等への積極的な参加や、アジア欧州財団 (ASEF) との協力を引き続き行っていく。

2 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

引き続き、我が国と中・東欧諸国が直面する共通の諸課題について、二国間関係及び国際場裡における緊密な連携を一層強化すべく努める。

3 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

アジア太平洋地域におけるパートナーとしてふさわしい関係を構築すべく、政治、経済、文化、国際場裡での協力等あらゆる分野において協力と連携を深めていく。また、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの方針にのっとり、強い意思をもって平和条約交渉を行っていく。

4 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

双方向の要人往来を含めた様々なレベルでの政治対話を引き続き実現させるとともに、様々な機会を捉えて人的交流を促進し、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係の強化を図る。「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける「行動計画」等を着実に実施することで、中央アジア地域との協力関係をより強固なものとする。特に、資源・エネルギー分野を中心に、中央アジア・コーカサス諸国における貿易投資環境の整備に向け協力し、同諸国に進出する日本企業の活動を支援する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

(施策の目標)

基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国、主要機関との総合的な関係強化及びロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を進展・強化すること。

(目標の達成状況)

1 「欧州地域との総合的な関係強化」について

評価の切り口 1 : 欧州地域との総合的な対話・協力の進展

以下のとおり、欧州地域との対話・協力が強化され、目標の達成に向けて寄与した。

- (1) EU との関係では、平成 22 年 4 月の第 19 回日・EU 定期首脳協議で、具体的協力案件として、アフガニスタン支援、ソマリア沖、アデン湾の海上航行の安全及び地域の安定のための海賊対策における連携等を確認した。また、合同ハイレベル・グループの中で日・EU 関係を包括的に強化するための具体的方途について検討した。この他、日・EU 外相協議、日・EU 政務局長協議など、様々なレベルと広範な分野で、着実に政治対話を実施した。
- (2) NATO との関係では、7 月の高級事務レベル協議の開催、NATO の新戦略概念の策定に向けたプロセスへの積極的な関与、11 月の NATO 首脳会合の際のアフガニスタン会合への参加のほか、NATO 加盟国国会議員の訪日に際しての政務レベルでの意見交換等を通じて、NATO との対話

を強化した。具体的な協力に関しては、アフガニスタンにおける NATO・PRT（地方復興チーム）と連携した経済協力が着実に進展しているほか、NATO の基金を通じて、アフガニスタン国軍の医療施設や医療に関する活動への支援を実施した。また、NATO・PfP（平和のためのパートナーシップ）信託基金に対する拠出を通じグルジアにおける爆発物処理チームの教育・訓練プロジェクトへの協力等を行った。

（３）OSCE との関係では、12 月の OSCE 首脳会合に参加し、東アジアの安全保障環境等について発信したほか、5 月の OSCE 韓国共催会議及び 12 月の OSCE トロイカとアジアパートナー国との会合に参加し、欧州とアジアの安全保障等に関して幅広く議論し、パートナー国を含む OSCE 加盟国との政策対話を進展させた。その他各種会合にも積極的に関与し、経済・環境委員会に IT 技術の専門家を派遣したほか、拠出金を通じてキルギス共和国における憲法・選挙改革に関する支援を実施した。さらに、キルギス、モルドバ及びベラルーシへの OSCE 選挙監視団に我が国より要員を派遣し、協力関係を強化した。

（４）欧州評議会（CoE）との関係では、アジアで唯一のオブザーバー国として、様々な会合に積極的に参加した。また、10 月にクロアチアにて開催された南東欧地域やコーカサス地域の国々における政治、経済、文化分野の次世代指導者育成を目的とする政治研究スクールに対する支援を行った。

（５）アジア・欧州間の対話・協力においては、平成 22 年 10 月にブリュッセルで開催された第 8 回 ASEM 首脳会合に参加し、世界経済ガバナンス、環境・気候変動やテロ対策等のグローバルな課題、イラン・北朝鮮の核問題、その他両地域共通の課題に関し、有意義な意見交換を行うとともに、アジア・欧州間のコンセンサスの形成に貢献した。また、同首脳会合の準備プロセスとしての全体高級実務者会合に出席し、首脳会合の成功に向けて ASEM 諸国との連携・協力の強化を図った。さらに、アジア側調整国の一つとして調整国会合等に出席し、主導的な立場で議論に貢献した。

評価の切り口 2：欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展

以下のとおり、欧州各国との法的枠組み構築に関する協議が進展し、目標の達成に向けて寄与した。

（１）社会保障協定については、アイルランド及びスペインとの社会保障協定がそれぞれ平成 22 年 12 月に発効した。また、スイスとの間では同年 10 月に協定の署名を行ったほか、ハンガリー（同年 10 月）、ルクセンブルク（平成 23 年 2 月）との間で政府間交渉を実施し（ルクセンブルクとは、同交渉会合にて実質合意に達した。）、オーストリア、スウェーデン、スロバキアとの間では当局間協議を実施した。

（２）租税条約（協定）については、ベルギー及びルクセンブルクとの租税条約改定議定書の国会審議がそれぞれ行われ、衆参両院にてそれらの締結につき承認された。また、バミューダとの間の租税協定について、平成 22 年 7 月に公文の交換を行い、翌 8 月に発効した。この他、ケイマンとの協定について平成 23 年 2 月に署名を行い、ガーンジー（平成 23 年 1 月）、マン島（平成 23 年 3 月）及びジャージー（平成 23 年 3 月）との間でも政府間交渉会合を開催し、協定の内容につき実質合意に至った。

（３）刑事共助条約（協定）については、EU との刑事共助協定について平成 22 年 12 月に公文の交換を行い、平成 23 年 1 月に発効した。また、スイスとの刑事共助条約については、非公式な意見交換を実施するとともに、第 3 回予備協議の開催に向け調整を進めている。

（４）税関相互支援協定については、スペインとの間で平成 22 年 7 月から正式交渉を開始し、平成 23 年 2 月に実質的な合意に達した。

評価の切り口3：人的ネットワーク構築の進展

以下の取組を通して、人的ネットワークの構築が進展し、目標の達成に向けて寄与した。

- (1) 平成 23 年 3 月にハンガリー・ブタペストで「グローバルな世界における欧州とアジア」をテーマとする日・EU 共同シンポジウムを開催した。
- (2) 「東アジア地域の安全保障環境～日欧間の認識共有に向けて」をテーマに、欧州 3 か国に安全保障分野の専門家 2 名を派遣し、講演会や意見交換を通じて東アジアの安全保障環境等について広く発信を行うとともに、研究者間の人脈を構築した。
- (3) 欧州地域 27 か国から青少年、高校生合計 99 名の招へいを行った。青年招へいにおいては、有識者による講義や経済施設・文化施設への訪問を通じ対日理解の増進を図った。また、高校生招へいでは、ホームステイを通じて草の根レベルでの親日家の育成に貢献した。

2 「西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進」について

評価の切り口1：総合的な対話の進展

サミットなど国際会議の際の、英国、フランス、ドイツ等との首脳会談・外相会談、外務大臣のドイツ訪問（平成 22 年 9 月）、外務副大臣のスイス、ポルトガル訪問（平成 22 年 11 月）、英国、オランダ、ドイツ、イタリア訪問（平成 23 年 1 月）、や外国要人の訪日（ヤヌコーヴィチ・ウクライナ大統領やサルコジ仏大統領など首脳（8 件）、外相（ヘーグ英外相やヴェスターヴェレ独外相など 7 件）の訪日といった要人往来や、政府関係者による政務協議や有識者等の往来等、様々なレベルでの対話を進展させた。また、南東欧諸国から実務者を招き開催した防災ワークショップ（平成 22 年 12 月）、「GUAM+日本」防災ワークショップ（平成 23 年 3 月）等、地域的枠組みとの対話・協力を実施し、欧州諸国との間で重層的な協議・政策調整を進めることができた。

評価の切り口2：共通の諸課題に関する協議・政策調整の進展

首脳・外相会談（計 15 か国との間で実施）や事務レベルの政務・経済協議の機会を捉え、世界的な経済・金融問題への対応、気候変動問題への取組、核軍縮・不拡散、アフガニスタン支援、国連安保理改革といった国際社会が直面している共通の諸課題や、日 EU 間の経済連携協定締結の可能性について協議を行い、多くの国と政策のすり合わせを行い、あるいは我が国の立場に対する支持を得ることができた。

評価の切り口3：人的、知的交流、民間交流の維持・促進

様々な招へい枠組みを利用し、各国において影響力のある人物等を個別及びグループで訪日招待し、対日理解推進を目的としたプログラムの実施を通じて、将来の親日家育成を目指した。また、環境分野の独若手専門家招へい等を実施したほか、日英 21 世紀委員会、日スペイン・シンポジウム、日バルト・セミナー、日澳 21 世紀委員会、日独フォーラム等を通じた知的交流の促進に積極的に取り組んだ。日ポルトガル修好 150 周年に際しては、伴野副大臣（当時）がポルトガルのポルト市で開催された記念行事「ジャパン・ウィーク」の開会式に出席するなど、様々なレベルでの交流を促進した。また日仏クラブ、日伊ビジネスグループ会合など各種ビジネスフォーラムの側面支援など、経済分野の民間交流の促進に努めた。

3 「ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展」について

評価の切り口1：平和条約交渉の推進、領土問題解決に向けた環境整備

平成 22 年度、日露両国は、北方領土問題について原則的な立場を主張し合いつつ、協議を続

けた。平成 22 年後半以降、ロシア側は、択捉島における軍事演習（7 月）、9 月 2 日を「第二次世界大戦終了の日」として記念日に制定する法改正、メドヴェージェフ大統領の国後島訪問（11 月）等、日本側の立場と相容れない厳しい姿勢を明確に示した。こうした中、アジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議の際の首脳会談（11 月、於：横浜）では、菅総理（当時）から、大統領の国後島訪問は、我が国の立場そして日本国民の感情から受け入れられないとして抗議したのに対し、メドヴェージェフ大統領から、ロシア側の基本的立場を踏まえた発言があった。その一方で、両首脳は、領土問題の解決を含め、あらゆる分野での関係を強化していくことで一致した。さらに、平成 23 年 2 月にモスクワで、また 3 月にパリで開催された G 8 外相会合の際に日露外相会談が行われ、両外相は、日露間の北方領土問題に関する立場の違いを確認しつつ、今後も静かな環境下で協議を継続していくことで一致した。

領土問題解決に向けた環境整備の面では、精力的に世論啓発事業を行った他、四島交流、自由訪問、北方墓参や四島住民支援事業を通じ、四島のロシア人住民との相互理解が促進され、領土問題解決に向けた環境整備が進展した。また、四島を含む日露の隣接地域における防災協力、生態系保全等の分野においても協力が進展している。

評価の切り口 2：政治対話の積極的な実施

平成 22 年度には首脳会談及び外相会談をそれぞれ 3 回ずつ実施したほか、2 回のナリィシュキン大統領府長官の訪日、岡田外務大臣及び前原外務大臣（いずれも当時）とフリステンコ産業貿易大臣との会談等、活発な政治対話が行われた。また、日露外務次官間の戦略対話を平成 23 年 3 月に行い、日露双方が戦略的関心を有する重要な国際問題及び二国間関係等について意見交換を行った。

議会間、議員間交流の分野においても、平成 22 年度には日露双方あわせて延べ 18 名の国会議員及び連邦議会議員が相互に訪問し、その他にも、ヤロスラヴリ政策フォーラムへの鳩山前総理の出席や、閣僚レベルの接触等、重層的な対話が行われたことで日露両国の相互理解に寄与した。

評価の切り口 3：貿易経済分野における協力の推進

日露経済関係は、近年着実に拡大しつつあり、平成 21 年の世界金融経済危機の影響を脱しつつある。平成 22 年の日露間の貿易高は約 240 億ドルまで回復し、日本の製造業の進出も続いている。日露両政府は、極東・東シベリア地域における協力及びロシアの経済近代化に向けた協力に一致しており、特に後者について「ロシアの経済近代化に関する日露経済諮問会議」を設立し、日露企業の幹部が集まり平成 22 年 11 月に第 1 回会合を横浜にて開催した。平成 23 年 2 月には、前原外務大臣（当時）とフリステンコ産業貿易大臣との間で「貿易経済に関する日露政府間委員会第 9 回会合」が行われ、日露間で優先的に取り組む分野・プロジェクトが特定されるとともに、こうしたプロジェクトを進めるために、平成 23 年中に日露経済円卓会議を実施することで一致した。

さらに、東日本大震災後には、セーチン副首相から、エネルギー分野における包括的な協力提案の提示があり、今後日露間のエネルギー分野での協力を深めていくことになっている。

また、日露間の貿易・投資を促進するため、日本センターによる事業に加え、日露両国間で設置されている貿易投資促進機構の活動等を通じ、両国の企業の活動を支援した。

評価の切り口 4：国際場裡における協力の推進

北朝鮮の拉致、核及びミサイル問題、またイランの核問題等の重要な国際問題につき、首脳レベルを含め多様なレベルで精力的に協議を行った。アフガニスタンの問題については、日露間で

同国の平和と安定に向けた対話を行った結果、両国で麻薬対策の共同プロジェクトを実施することで一致し、平成 23 年 2 月に行われた日露外相会談では、本件協力が具体化していることに関し、日露間の国際舞台での協力の実質的第一歩として成功を収めていることを歓迎した。

評価の切り口 5：防衛・治安分野における協力

部隊間交流や各種会議・シンポジウムが実施される等、防衛分野での交流が行われた他、治安当局間においても、海上保安庁とロシア国境警備隊との間で活発な交流が行われた。

また、平成 22 年 11 月の日露外相会談では、日露刑事共助条約（平成 21 年 5 月署名）の批准書の交換を行い、同条約は平成 23 年 2 月 11 日に発効した。

更に、平成 23 年 1 月の「第 2 回日米露三極有識者会合」では、日米露の 3 か国の有識者が集い、アジア太平洋地域における安全保障上の諸課題に対処していくための協力の可能性について議論が行われた。

評価の切り口 6：人的交流・文化交流の推進

両国間の相互理解の促進及び相手国をよく知る人材の育成は、将来の日露関係発展の基礎として重要である。平成 22 年度には、ロシアにおける生け花展示会、着物講習会、日本のポップカルチャー紹介事業や、日本におけるロシア文化フェスティバル等の文化交流事業を通じ両国間の相互理解の促進が図られた。また、両国間で拡大することにつき意見の一致を見ている日露青年交流事業の枠組みで、約 400 人の両国の青年が様々な分野で交流を行った。

4 「中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化」について

評価の切り口 1：各国との対話・交流等の進展

ハイレベルの訪日（ウズベキスタン大統領、ウズベキスタン副首相兼外相、カザフスタン国務長官兼外相、グルジア外相、ウズベキスタン上院議長、カザフスタン下院議長）、我が国要人の訪問（菅財務相（当時）のウズベキスタン訪問、岡田外務大臣（当時）のカザフスタン、ウズベキスタン訪問）、コーカサス諸国との政務協議実施等により、我が国と中央アジア・コーカサス諸国との相互理解が深まり協力関係が強化された。

評価の切り口 2：「中央アジア＋日本」対話の進展

8 月、タシケントで「中央アジア＋日本」対話・第 3 回外相会合が開催され、岡田外務大臣（当時）と中央アジア諸国外相との間で地域内協力の促進に向けた有意義な意見交換が行われ、この枠組みを通じた協力の有用性が確認された。会合では平成 24 年に東京で第 4 回外相会合を開催することが合意されており、同会合の開催に向け平成 23 年に東京で同会合の高級実務者会合が開催される。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	I－4－1 ①第 177 回国会施政方針演説 ②第 177 回国会外交演説	①平成 23 年 1 月 24 日 ②平成 23 年 1 月 24 日	①「基本的な価値を共有するパートナーである欧州諸国とは、引き続き緊密に連携します。」 ②「欧州は、基本的価値を共有するパートナーであり、英国、ドイツ、並びに本年の G 8 及び G 20 議長国であるフランスを始めとする欧州諸国や統合を深める欧州連合（EU）等と緊密に連携します。」

I－4－2 ・第177回国会外交演説	平成 23 年 1 月 24 日	「欧州は、基本的価値を共有するパートナーであり、英国、ドイツ、並びに本年のG8及びG20議長国であるフランスを始めとする欧州諸国や統合を深める欧州連合（EU）等と緊密に連携します。」
I－4－3 ①第174回国会所信表明演説 ②第177回国会施政方針演説 ③第177回国会外交演説	①平成 22 年 6 月 11 日 ②平成 23 年 1 月 24 日 ③平成 23 年 1 月 24 日	①「日露関係については、政治と経済を車の両輪として進めつつ、最大の懸案である北方領土問題を解決して平和条約を締結すべく、精力的に取り組めます。」 ②「ロシアとは、資源開発や近代化など経済面での協力、そして、アジア太平洋地域及び国際社会における協力を拡大します。一方、北方領土問題を解決して平和条約を締結するとの日露関係の基本方針を堅持し、粘り強く交渉していきます。」 ③「ロシアとの関係では、最大の懸案である北方領土問題を解決すべく精力的に取り組んでまいります。同時に、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい日露関係を構築するために、あらゆる分野において関係を発展させるべく努力します。このような考え方に基づき、なるべく早い時期にモスクワを訪問し、ロシア側と実りある意見交換を行いたいと考えています。」
I－4－4 ・第177回国会外交演説	平成 23 年 1 月 24 日	「特にレアアースを含む鉱物資源については、（中略）カザフスタン等との間で協力関係を強化することで一致しています。今後も、官民連携の下、多角的な資源外交を推進し、資源国との間で協力関係を強化します。」

（注）外務省における評価方式：

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）